

## 第 7 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成 26 年 7 月 16 日 (金) 午後 2 時 00 分

場 所 津市久居庁舎 3 階 301・302 会議室

出席部会委員 25伊藤<sup>いとう</sup> 武則<sup>たけのり</sup>・26稲葉<sup>いなば</sup> 和久<sup>かずひさ</sup>・27大井<sup>おおい</sup> 一司<sup>かずし</sup>・28鈴木<sup>すずき</sup> 照正<sup>てるまさ</sup>  
29田口<sup>たぐち</sup> 慶則<sup>よしのり</sup>・30諸戸<sup>もろと</sup> 善昭<sup>よしあき</sup>・31上川<sup>うえかわ</sup> 洋文<sup>ひろふみ</sup>・32田中<sup>たなか</sup> 竹次<sup>たけつぐ</sup>  
33守山<sup>もりやま</sup> 孝之<sup>たかゆき</sup>・35池田<sup>いけだ</sup> 昌司<sup>まさし</sup>・36井谷<sup>いたに</sup> 功<sup>いさお</sup>・37岸野<sup>きしの</sup> 隆夫<sup>たかお</sup>  
38中川<sup>なかがわ</sup> 和雄<sup>かずお</sup>・39藤田<sup>ふじた</sup> 武<sup>たけし</sup>・40結城<sup>ゆうき</sup> 晋三<sup>しんぞう</sup>・42片岡<sup>かたおか</sup> 眞郁<sup>まさいく</sup>  
47中谷<sup>なかたに</sup> 秀也<sup>ひでや</sup>

以上 17 名

欠席部会委員

出席部会員外委員 34浅井<sup>あさい</sup> 競<sup>きそお</sup>

議 長 第 2 農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 飯田事務局長・鈴木事務局次長・中西担当副主幹

総合支所 久居：加賀主査 一志：片山担当主幹 白山：前田担当副主幹  
美杉：小林担当副主幹

議事録署名者 29 田口<sup>たぐち</sup> 慶則<sup>よしのり</sup>・40 結城<sup>ゆうき</sup> 晋三<sup>しんぞう</sup>

事 項

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について  
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について  
報告第 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について  
報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (所有権移転)

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (農業委員会許可・所有権移転)  
議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について (農業委員会許可)  
議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可の取消願について  
(農業委員会許可・賃貸借権)

議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について  
(農業委員会許可・所有権移転)

議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について  
(農業委員会許可・賃貸借)

議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について  
(農業委員会許可・使用貸借)

議案第 7 号 非農地証明願について

議案第 8 号 買受適格証明願について (公売)

議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定  
について <別冊>

議 事 の 大 要

議 長	<p>第7回第2農地部会を開会させていただきます。本日は全員出席をしていただきましたので、よろしくお願いいたします。</p> <p>議事録署名者を指名させていただきます。29番 田口委員、40番 結城委員、よろしくお願いいたします。</p> <p>まず始めに会長の専決等の報告事項に入ります。報告第1号から報告第4号につきまして事務局から一括して報告を願います。よろしくお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>議案書の1ページ、2ページをお願いいたします。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。</p> <p>番号1から18の18件で、面積は、田で24,428㎡でございます。</p> <p>これにつきましては、農地の賃貸借を、貸し人、借り人、双方の合意により解約したものであります。</p> <p>3ページから5ページをお願いいたします。</p> <p>報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。</p> <p>番号1から6で、5ページになりますが、合計で件数は6件、面積は28,812㎡で、その内訳は、田が19,561㎡、畑が9,251㎡でございます。</p> <p>これらにつきましては、相続の届出でございまして、いずれもあっせん希望はありません。</p> <p>現況地目が宅地や山林などになっているところがありますが、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して、現在、指導しております。</p> <p>6ページをお願いいたします。</p> <p>報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。</p> <p>番号1、一般個人住宅及び倉庫用地、番号2、駐車場用地、番号3、一般住宅及び駐車場用地、番号4、共同住宅用地の4件で、面積は、畑で3,057㎡でございます。</p> <p>7ページをお願いいたします。</p> <p>報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。</p> <p>番号1、建売分譲住宅用地の1件で、面積は、畑で244㎡でございます。</p> <p>報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>事務局から報告がありましたが、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議案事項に入らせていただきます。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）を議題とします。事務局、説明をお願いします。</p>

事務局	<p>8ページをお願いいたします。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。</p> <p>番号1、地区 栗葉、受人 _____、面積 5,030㎡、渡人 _____、面積 11,412㎡、申請地 稲葉町藤倉 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1,225㎡です。</p> <p>これにつきましては、受人は、高齢化のため労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。</p> <p>件数はこの1件で、農業を真面目に行い、農機具も保有しており、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。</p>
鈴木委員	<p>28番 鈴木です。10日に委員6名と事務局2名で現地確認に行っていました。場所は稲葉町、上稲葉の集落のちょうど真南側に当たりまして、_____にあります。詳細については事務局の説明どおりですので、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>地元委員より説明がありましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。</p>
部会委員	<p>&lt;一同 意見なし&gt;</p>
議長	<p>よろしいですか。それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。</p>
部会委員	<p>&lt;一同 異議なし&gt;</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することに決定したいと思います。</p> <p>続きまして議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）を議題といたします。事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>9ページをお願いいたします。</p> <p>議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）でございます。</p> <p>番号1、地区 久居、申請者 _____、申請地 久居北口町駒走り _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 2,424㎡です。</p> <p>これにつきましては、申請地を駐車可能台数31台の貸し駐車場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。</p> <p>番号2、地区 栗葉、申請者 _____、申請地 庄田町馬廻り _____、</p>

台帳地目・現況地目とも畑、面積 63㎡。

これにつきましては、隣接地に息子の住宅を建築することから、申請地を駐車場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 波瀬、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 一志町波瀬岩ノ谷 \_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 山林、面積 46㎡ 外2筆、合計面積1,143㎡。

これにつきましては、平成元年ごろ、申請地に杉を植林されており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 波瀬、申請者 亡き \_\_\_\_\_ 相続人代表 \_\_\_\_\_、申請地 一志町波瀬市場 \_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 26㎡ 外1筆、合計面積187㎡。

これにつきましては、昭和53年ごろには申請地の一部を進路に、また、昭和56年ごろには自宅の離れを建築しており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 川合、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 一志町片野北浦 \_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積 347㎡。

これにつきましては、申請地を隣接アパートのための駐車場用地とするものですが、平成22年4月から資材置場として利用しており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 高岡、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 一志町高野内屋敷 \_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 244㎡。

これにつきましては、申請地を駐車場及び農業用の資材置場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 大三、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 白山町三ヶ野中出 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 271㎡。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

なお、当該申請地につきましては、平成25年6月に農地法第3条の規定により耕作目的で取得しており、早期の転用になりますが、農業後継者として、両親の居宅に隣接する当該申請地に住まいを移したい旨の理由書が提出されております。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 石名原、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町石名原瀬ノ原 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 456㎡。

これにつきましては、獣害がひどいことから、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は約100㎡で、転用面積の約22%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上件数は8件、合計面積は5,135㎡で、その内訳は、田が4,244㎡、畑が891㎡でございます。

いずれの案件も農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。

事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。

大井委員 27番 大井です。10日に地元委員ほか守山会長、事務局も現地確認に来ていただきました。場所は久居の国道165号線を西から東に向いて行くと、\_\_\_\_\_があり、その次の交差点を左折すると県道津久居線です。それを入っていきますと\_\_\_\_\_があり、その交差点の所ですが、そこに\_\_\_\_\_さんがありますが、ちょうどその裏になります。もう長い間耕作放棄されたような土地で、特に問題ないと思われまますので、よろしくお願ひします。

議 長 はい、ありがとうございます。2番、お願ひします。

鈴木委員 28番 鈴木です。これも同じ日に現地確認に行つてまいりました。場所は庄田町の国道165号線国道沿ひに\_\_\_\_\_がありますけども、その信号から南へ入つていく道がありまして、現在、コンビニの造成をしていると思ひます。その南側になります。詳細については、事務局の説明どおりですので、よろしくお願ひします。

議 長 はい、ありがとうございます。3番、4番、お願ひします。

上川委員 31番 上川です。  
3番の件は事務局の説明どおりで問題はないと思ひますので、よろしくお願ひいたします。  
4番の件につきましては、説明どおり始末書等もありますので問題ないと思ひます。よろしくお願ひいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。5番、お願ひします。

田中委員 32番 田中です。5番、6番と説明をさせていただきます。  
5番につきましては、10日、委員2名と事務局2名で現地を確認いたしました。場所は、県道津嬉野線で片野地区の中心地のところで、近鉄線の付近でございます。事務局の説明どおりですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。  
6番につきまして確認をいたしました。場所については、\_\_\_\_\_の南側です。よろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

議 長 はい、ありがとうございます。7番、お願ひします。

井谷委員 36番 井谷です。大三の\_\_\_\_\_からグリーンロードへ入つていただいて、三ヶ野のジャンクションを下りて、西へ少し行つてもらつたところです。事務局の説明のとおり、親の近くへ家を建てたいということでありまます。内容の説明は、事務局の説明どおりです。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。8番、お願ひします。

岸野委員 37番 岸野です。15日に美杉の農業委員4名と、それから総合支所職員の名で現地調査をしてまいりました。申請地は報告のありまましたように、獣害発生により耕作が困難でありまして、有効利用のために太陽光をしたいという申し出でありまますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長	はい、ありがとうございます。 地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見がありましたらお聞きします。よろしいですか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することを決定したいと思います。 続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について（農業委員会許可・賃貸借権）を議題とします。事務局、説明をお願いします。
事務局	10ページをお願いいたします。 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について（農業委員会許可・賃貸借権）でございます。 番号1、地区 久居、借り人 _____株式会社 代表取締役 _____、貸し人 _____、申請地 戸木町宝録_____、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積 840㎡です。 これにつきましては、平成13年9月28日に臨時駐車場用地への転用を許可した案件ですが、当時使用を中止したため、許可の取消願が提出されたものです。 なお、現況地目が雑種地となっておりますが、後日、転用許可申請が提出される予定です。 以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議 長	はい、ありがとうございます。 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。
大井委員	27番 大井です。詳細については、事務局の説明のとおりで、特に問題ないと思います。よろしく申し上げます。
議 長	はい、ありがとうございます。 地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	よろしいですか。それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第3号については取り消すことを決定したいと思います。

引き続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）を議題とします。事務局、説明をお願いします。

事務局 11ページ、12ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、受人 株式会社\_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人\_\_\_\_\_ 外10名、申請地 新家町岸角\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 89㎡ 外13筆で、合計面積4,967㎡です。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は1,799.28㎡で、転用面積の40.28%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 栗葉、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 庄田町馬廻り\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 495㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、隣接倉庫への搬入用車両の駐車場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 栗葉、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 庄田町馬廻\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 376㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、受人が経営する建築業のための資材置場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 下多気、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町下多気漆\_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積 528㎡ 外2筆で、12ページになりますが、合計面積683㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受けようとするものですが、昭和50年ごろに植林されて既に山林となっており、渡人から始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上件数は4件、合計面積は6,521㎡で、その内訳は、田4,967㎡、畑1,554㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。

事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。

田口委員 29番 田口です。10日に事務局と守山会長で確認させていただきました。場所は\_\_\_\_\_の北側です。事務局の説明どおりで何ら問題はないと思いますので、よろしく申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。2番、お願いします。

鈴木委員 28番 鈴木です。2番、3番と説明させていただきます。  
10日に現地確認を行ってまいりました。場所は2号議案と同一です。  
\_\_\_\_\_がありまして、その南側に国道を挟みまして\_\_\_\_\_という会社があり、その南にあります。  
3番は、その信号から南に入っていくまして、今、宅地造成している道路を挟んで南側に当たります。詳細については事務局の説明どおりですので、よろしくご審議お願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。4番、お願いします。

結城委員 40番 結城です。下多気、4番について説明をいたします。これは集落に人がいません。同じ津市であっても人がいない。後継者が本当にいないということで、隣地の土地を持っている所有者の受け人に土地の購入を依頼したものです。よろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。  
地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 よろしいですか。それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第4号については許可することと決定したいと思います。  
続きまして、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 13ページをお願いいたします。  
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）でございます。  
番号1、地区 八知、借り人 \_\_\_\_\_株式会社 名古屋施工本部執行役員 本部長 \_\_\_\_\_、貸し人 亡き\_\_\_\_\_ 相続人 \_\_\_\_\_ 外3名、申請地 美杉町八知棕田\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 211㎡ 外4筆で、合計面積487㎡です。  
これにつきましては、借り人は、貸し人と8カ月間の賃貸借契約をし、\_\_\_\_\_発注の\_\_\_\_\_のため、申請地を仮設工事用の道路用地として一時転用するものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。  
件数はこの1件で、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。  
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。



議 長 はい、ありがとうございました。  
事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。

藤田委員 39番 藤田です。地元の農業委員、事務局と行ってまいりました。JR名松線の近くで谷川がございまして、その谷がストレートに水が流れた状況で名松線に土砂が流れ込んだということで、2カ所にわたって砂防ダムを建設するために近くの農地を借り入れて、砂防ダムをつくりたいと。完成後は原状復帰ということでございますので、何ら問題はないかと思えます。よろしくお願ひします。

議 長 はい、ありがとうございます。  
地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 よろしいですか。それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第5号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第5号については許可することと決定したいと思います。  
続きまして、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員許可・使用貸借）を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 14ページをお願いいたします。  
議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）でございます。  
番号1、地区 栗葉、借り人 \_\_\_\_\_、貸し人 \_\_\_\_\_、申請地 庄田町馬廻り\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 425㎡です。  
これにつきましては、借り人は、貸し人と30年間の使用貸借契約をし、申請地を一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。  
以上、件数はこの1件で、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。  
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。  
事務局より説明がありましたが、立ち会っていただいた地元委員のご意見をお伺いします。

鈴木委員 28番 鈴木です。10日に現地確認に行ってみまして、場所は2号議案で説明させていただきました。国道165号線から南になりまして、いま宅

地造成している西側になります。何ら問題はありませんので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。  
地元委員より説明がございましたが、皆様方のご意見をお伺いしたいと思います。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 よろしいですか。それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第6号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第6号については許可することと決定したいと思います。

続きまして、議案第7号 非農地証明願についてを議題とします。事務局、説明をお願いします。

事務局 15ページをお願いいたします。  
議案第7号 非農地証明願についてでございます。  
番号1、地区 川口、願出者 \_\_\_\_\_、申請地 白山町川口大廣 \_\_\_\_\_、  
台帳地目 田、現況地目 宅地、面積 336㎡です。

これにつきましては、固定資産課税台帳記載事項証明書により、昭和62年から、申請地に建物が建築されていることが確認できますので、津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定により、当該土地が農地以外に供され20年以上経過している要件に該当しております。

番号2、地区 下之川、願出者 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町下之川上村 \_\_\_\_\_、  
台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 304㎡。

これにつきましては、固定資産課税台帳記載事項証明書により、昭和33年から、申請地に建物が建築されていることが確認できますので、津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定により、当該土地が農地以外に供され20年以上経過している要件に該当しております。

以上件数は2件、合計面積は640㎡で、その内訳は田336㎡、畑304㎡でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。  
事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。

池田委員 35番 池田です。11日午後より総合支所1名、委員3名で現地を見てまいりました。場所は、白山美杉線の \_\_\_\_\_ を出たところから200mぐらい行ったところを左へ入っていただきますと300mぐらい行ったところに集落がございます。そこで西側と北側が道になっていて、家が建っています。前の田には影響なしでございます。事務局の説明どおりでございますので、よろし

くご審議をお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。2番、お願いします。

結城委員 40番 結城です。15日の日に現地確認に行ってきました。周囲は荒廃地、それから空家の古民家が全てです。非農地に該当すると思います。問題はないと思います。よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。  
地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 よろしいですか。それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第7号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第7号については証明することと決定したいと思います。

続きまして、議案第8号 買受適格証明願について議題とします。事務局、説明をお願いします。

事務局 16ページをお願いいたします。

議案第8号 買受適格証明願（公売）についてでございます。

番号1、地区 久居、対象農地 久居明神町西横山\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 621㎡ 外1筆で、合計面積1,256㎡、願出人 有限会社\_\_\_\_\_ 取締役 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、三重地方税管理回収機構による公売に参加するための買受適格証明で、落札後には、太陽光発電施設用地に転用するものです。このため、農地法第5条第1項の規定による許可申請も同時に提出されておりますので、あわせてご審議をいただこうとするものです。

パネル設置面積は390㎡、申請面積の31%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上件数はこの1件で、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。  
事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。

大井委員 27番 大井です。10日に地元委員ほか、守山会長、事務局の方と現地確認に行っていました。場所は、国道165号線の津南警察からの久居高校へ北に向いて抜ける道があるんですけども、それをずっと入っていきますと\_\_\_\_\_があり、そこから北に約500m、道路から民家の一つを挟んだ畑で、

細長い畑になっています。隣家が部分的に転用されていたというところもあります。特に問題ないものと思われまますので、よろしくお願ひいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。  
地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺ひしたいと思ひます。いかがですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 よろしいですか。それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第8号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第8号については証明することと決定したいと思ひます。  
引き続きまして、別冊としてお配りいたしました議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局、説明お願ひします。

事 務 局 議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。  
別冊の津市農用地利用集積計画をお願ひします。  
それでは、表紙の次で、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。  
各地区別に、下の合計欄でご説明いたします。  
久居地区につきましては、田の賃貸借で11,139㎡、畑の賃貸借、使用貸借で5,047㎡、契約件数は10件でございます。  
一志地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で28,622㎡、畑の賃貸借、使用貸借で3,195㎡、契約件数は25件でございます。  
白山地区につきましては、田の賃貸借で9,056㎡、畑の使用貸借で27㎡、契約件数は5件でございます。  
美杉地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で13,419㎡、畑の賃貸借で1,348㎡、契約件数は5件でございます。  
以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて62,236㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて9,617㎡で、合計契約件数は45件、合計面積は71,853㎡となっております。  
次に認定農業者への集積状況でございます。  
地区別の認定農業者への集積は、久居地区4件、一志地区7件、白山地区3件、美杉地区2件、合計で16件、合計面積44,624㎡でございます。  
今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。  
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。  
事務局の説明が終わりましたが、皆さん、ご意見がありましたら。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 よろしいですか。それでは、お諮りいたします。ただいま審議をいただきました議案第9号についてご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第9号について適正であると認め、市長に進達することといたします。

以上で、本部会に付議されました議案は全て審議をいただきました。ありがとうございました。

午後2時45分

上記は、第7回第2農地部会の議事を録したものである。

平成26年7月16日

議長

出席委員

出席委員